



最近、高齢者に対して「金融庁に知られたら逮捕される」などと不安を煽りたて、宅配便を使用させ、多額の現金を騙し取る詐欺が発生しました。くれぐれもご注意ください。

具体的には、

- ① 高齢者の女性(被害者)は、震災復興関連器具を扱っている会社の社員と名乗るAから、「あなたは当社商品の購入権利を持っているが、当社の商品を購入したいと言っているBは購入権利を持っていないので、あなたからB(Aとはグル)に連絡してあなたの権利を譲ってあげてほしい。」との電話を受け、
- ② 当該女性(被害者)は、言われるがままBに連絡を行い、商品の購入権利を譲る旨を伝えた。
- ③ その後、当該女性(被害者)は、Aから連絡を受け、Aより、「あなたがBに権利を譲ったことが金融庁に知られたら、譲った本人であるあなたが逮捕される。逮捕を逃れるためにはお金が必要となるので、今すぐ宅配便で現金を送るように。」と、言われ、これに動揺した当該女性(被害者)は、Aに言われるがまま、宅配便を使用して指定された先に多額の現金を送金した。
- ④ 更にその後、当該女性(被害者)は、Aと同じ会社の社員を名乗るC(Aとはグル)から電話を受け、Cより、「金融庁に知られてしまったので、金融庁に支払う罰則金が必要となった。後日当社が返還するので、前回と同様に、今すぐ宅配便で現金を送ってほしい。」と、言われ、これに動揺した当該女性(被害者)は、言われるがまま、再び宅配便を使用して多額の現金を送金してしまった。

本件のように、金融庁や財務局が、逮捕することや罰則金を徴することは一切ありませんので、上記のような不審な連絡は、「詐欺」と考えてください。このような連絡を受けた場合には、「きんざい金融ホットライン」06-6949-6259 まで情報提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

「きんざい金融ホットライン」

電話番号: 06-6949-6259 (受付時間 平日 9:00~17:00)

FAX: 06-6949-6790

MAIL: k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

郵便: 〒540-8550 大阪府中央区大手前 4-1-76

近畿財務局 きんざい金融ホットライン